

一般社団法人日本橋梁建設協会との災害協定 を締結しました！

道路環境課

岩手県と一般社団法人日本橋梁建設協会は、岩手県内に異常な自然現象（地震・台風・豪雨等）による災害や、それによる二次災害（津波・洪水・地すべり等）が発生し、又は発生するおそれがある場合において、県が所管する公共土木施設等に対する応急措置の実施を目的に、令和6年12月25日に災害協定を締結しました。

要請する業務の内容

鋼橋上部工、鋼製橋脚等の鋼構造物及び付属品（ケーブル、支承、伸縮装置等）への応急対策を協定の対象とし、内容は以下のとおりです。

- (1) 初動措置としての被害状況の確認及び応急復旧立案のための点検・調査
- (2) 仮設材（仮橋を含む）及び応急措置に必要な建設資材等の確保
- (3) 応急復旧工事等の実施
- (4) 前項に関する技術的な助言・提案
- (5) その他、岩手県が要請する支援業務

期待する効果

災害発生時、公共土木施設の応急対策業務を迅速かつ円滑に実施することにより、被害の拡大防止と被災施設の早期復旧が期待されます。

締結式の様子



協定書へ押印



協定締結



（一社）日本橋梁建設協会 川畑会長 挨拶



上澤県土整備部長 挨拶